

表 1 (平成29年度作成分)

## 基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	事業名	事業費	作成期間	目的	成果及び今後の対応等	成果品等の添付
1	H29	まちづくり部 景観推進室	環長崎港夜間景観向上基本計画	11,359	H28.4 ～ H29.5	県・市において「長崎の夜景」の魅力を増進させ、地域経済の活性化を図るため、平成26年度に策定した「長崎の夜景の在り方に関する検討会報告書」を踏まえ、「世界一の夜景都市」を目指して、遠景及び中・近景の観点から必要な取組みを体系的にまとめ、戦略的に夜間景観の向上を図るための基本的な考え方を示すことを目的とする。	平成29年5月に基本計画を策定した。また、平成29年3月に国の「景観まちづくり刷新モデル地区」に指定され、平成31年度までの3ヶ年で国の重点的な支援を受けながら、夜間景観の整備に重点的に取り組む。平成29年度は出島エリアの整備及び平和公園、東山手・南山手等の設計を行った。今後は斜面市街地や夜間景観向上重点エリアについて設計及び整備を行う。	なし (配付済)



表 2 (平成30年度作成分)

## 基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

(〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	事業名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
1	H30	まちづくり部 都市計画課	立地適正化計画	18,866	H28.4 ～ H30.4	<p>立地適正化計画は、都市再生特別措置法第81条第1項に基づき、積極的にコンパクトシティの形成を推進するため、都市全体の観点から策定する、居住機能や商業・医療・福祉等の都市機能の立地及び公共交通の充実に関する包括的な計画であり、立地適正化計画の一部（立地の適正化に関する基本的な方針）は都市計画マスタープランの一部とみなされる。</p> <p>長崎市は、すでに人口減少及び超高齢社会に突入しており、今後の更なる人口減少等の進行に対応した持続可能なまちづくりを具体的に進めていくため、本計画を策定する。</p>	<p>長崎市立地適正化計画は、長崎市総合計画や長崎県都市計画区域マスタープランに即し、都市計画マスタープランと調和を保ちながら、①住宅及び誘導施設の立地の適正化に関する基本的な方針、②居住誘導区域、③都市機能誘導区域、④誘導施設及び⑤誘導施策などを定めるものである。</p> <p>本計画の作成にあたっては、市民説明会の開催やパブリック・コメントの実施、民間事業者への説明等を行い、広く市民や関連する民間事業者等の意見を伺い計画策定を行った。</p> <p>(平成30年4月策定⇒届出制度の周知後、平成30年8月に都市再生特別措置法に基づく公表及び運用開始を予定)</p> <p>本計画を策定することにより、現在の長崎市を「都市計画マスタープラン」に示す20年後の将来都市構造へと効率よく再構築するため、あらかじめ居住及び都市機能を誘導すべき区域を示して、官民が一体となって区域内への機能誘導策を実施していくことで、都市活動の選択と集中を促していく。</p>
2	H30	まちづくり部 都市計画課	公共交通総合計画	9,983	H29.7 ～ H31.3	<p>人口減少・少子高齢化の進行により、日常生活や経済活動において、公共交通機関の果たす役割は、ますます重要となってきているが、一方で、公共交通利用者の減少による公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念される。</p> <p>このような中、「都市計画マスタープラン」で将来の都市像として示している「ネットワーク型コンパクトシティ長崎」を実現するため、平成28年度から策定に着手した「立地適正化計画」と連携した持続可能な公共交通のあり方について検討する。</p>	<p>公共交通の整備状況、利用状況及び市民ニーズ等を把握したうえで、今後の問題点と課題を整理し、将来を見据えた公共交通に関する総合的な計画を策定する。</p> <p>策定の過程では、交通事業者などと意見交換や情報共有を行い、次のステップ（地域公共交通網形成計画・実施計画等）への展開も視野に入れながら、持続可能な公共交通の確保方策などについて検討を進めていく。</p>

表 2 (平成30年度作成分)

## 基本構想・基本計画等作成調【建設水道委員会】

〔事業費〕単位：千円)

番号	事業年度	所属	事業名	事業費	作成期間	目的	方法及び事業効果等
3	H30	まちづくり部 景観推進室	歴史的風致維持 向上計画策定費	5,212	H28.2 ～ H31.3	平成27年3月に策定した「長崎市歴史文化基本構想」を基に長崎市の特色ある歴史・文化・自然そして人々の営みが織りなす歴史的風致の維持及び向上を図り、個性あふれる魅力的なまちづくりを推進することを目的とする。	平成27年度から「長崎市歴史的風致保存・整備委員会」を設置し、学識者や関係団体等の意見を聴きながら計画の策定を進めている。平成30年度は国の認定を受けるために必要な「歴史まちづくり法」に基づく「長崎市歴史的風致維持向上協議会」を設置し、重要文化財等の所有者や学識者、関係団体等における調査審議や国との協議の結果等を踏まえながら計画を策定し、国の認定取得に向けて取組む。 計画の認定後は国の財政的支援を受けながら、歴史的風致を維持・向上させ、交流人口の拡大を図る。
4	H30	まちづくり部 建築指導課	長崎市耐震改修 促進計画の改訂	0	H29.3 ～ H30.9	建築物の耐震化を引き続き推進し、市民等の地震に対する安全を確保するため、国の住生活基本計画や長崎市の第四次総合計画（後期基本計画）における住宅の耐震化率の目標値の設定、及び上位計画に位置付けられる「長崎県耐震改修促進計画」の平成29年2月改訂を受け、現計画を改訂する。	これまでの建築物の耐震化率など現計画の総括を踏まえ、平成32年度までを計画期間とする耐震化率の目標値を設定し、その達成に向けて必要な施策を示すことにより、引き続き建築物の耐震化を推進し、市民や観光客などの地震に対する安全安心を確保できる。
5	H30	まちづくり部 住宅課	住生活基本計 画・公営住宅等 長寿命化計画改 訂費	9,800	H30.3 ～ H30.12	住生活の安定の確保及び向上の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくために策定された住生活基本計画と公営住宅等長寿命化計画を改訂する。	長崎市住生活基本計画は、平成18年6月に国が定めた住生活基本法に基づき平成20年度に策定した。平成28年3月の国の住生活基本計画（全国計画）改訂をふまえ、若者世帯や高齢者世帯が安心して暮らせるように、また、増加する空き家の利活用を促進するために改訂を行う。 長崎市公営住宅等長寿命化計画は、平成21年3月に国が定めた公営住宅等長寿命化計画策定指針に基づき平成23年度に策定した。平成28年8月の国の同指針の改訂をふまえ、公共施設マネジメントの視点から将来の必要戸数の推計を再算定し、建替えなどを計画的に行うために、住生活基本計画の改訂にあわせて改訂を行う。